平成 26 年 7 月現在

# 大阪府　市民後見人活動費（後見事務費）基準

## ＜交通費＞

１．公共交通機関を利用した場合⇒実費を換算してください。

２．自家用車で移動した場合（適切な公共交通機関が無い場合）⇒基準は以下のとおりとします。
15 円／1km（自賠責保険における自家用車利用時の基準と同額）

３．被後見人を訪問するために使用した駐車場の使用料（領収書が必要）

４．タクシーでの移動は通常は認められません。ただし次の場合に限り、タクシー代を後見事務費として支出できます。
①緊急時、公共交通機関が利用できない時間帯にタクシーを使用した場合（夜間、公共交通機関の本数が少ない場合も含む）。
②緊急時、やむを得ない事情でタクシーを使用した場合（事後に市町村等に連絡してください）。

※　移動の際には、公共交通機関が利用できる場合は、公共交通機関の利用を優先してください。また、自動車使用時に万が一事故等が発生したとしても、市民後見人の加入している損害賠償保険の対象とはならず、ご自身の自動車保険で対応していただくこととなりますので、ご了承ください。

## ＜通信費＞

| | | | |
|---|---|---|---|
| １．電話代 | 固定電話 | → 固定電話 | 10 円／3 分 |
| | 固定電話 | → 携帯電話 | 70 円／3 分 |
| | 携帯電話 | → 固定電話・携帯電話 | 90 円／3 分 |
| | ＦＡＸ | | 10 円／3 分 |

（費用がこれ以上にかかった時は、実費を精算してください）

２．切手代　　実費（領収書が必要）

## ＜雑費＞

コピー代　　10 円／1 枚